

**改正**

平成26年6月24日告示第14号

平成26年9月22日告示第23号

令和4年9月29日告示第38号

太陽光発電システム・蓄電システム設置費補助金交付要綱

太陽光発電システム設置費補助金交付要綱（平成13年告示第5号）の全部を改正する。

（趣旨）

**第1条** この要綱は、地球温暖化防止の一つとして、町民のクリーンエネルギー利用を積極的に支援することにより、地球規模での環境保全やエネルギーの安定供給の確保を図り、自然豊かな環境にやさしいまちづくりを推進するため、太陽光発電システム若しくは蓄電システム又は両方を設置する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和47年阿南町規則第5号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）住宅用太陽光発電システム 自らが居住する住宅へ電力を供給するため 太陽電池その他設備を用いて太陽光エネルギーを直接電気に変換するもの（電気事業のように供されるものを除く。）であって、当該太陽電池の最大出力の合計が10キロワット未満のものをいう。
- （2）蓄電システム 国が行うネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）支援事業の対象製品として登録された蓄電システムをいう。
- （3）系統連係 次のア及びイのいずれにも該当する住宅用太陽光発電システムをいう。
  - ア 住宅用太陽光発電システムが、当該システムの使用者自らが使用しない電力（以下「余剰電力」という。）を一般電気事業者（電気事業法（昭和39年法律第171号）第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）の所有する電線路に潮流するよう接続されているものであること。
  - イ 余剰電力を一般電気事業者が購入する旨の契約が締結され、又はこれが確実に行われる見込みであると町長が認めているものであること。

(補助の対象者)

**第3条** 補助の交付の対象となる者は、町内に住所を有し、自ら居住する、又は居住する予定の町内の住宅（店舗との併用住宅を含む。）へ住宅用太陽光発電システム又は蓄電システムを設置した者（初期投資なく当該設備の設置を可能とする事業に該当するものを除く。）

(補助金の交付)

**第3条の2** 町長は、予算の範囲内において補助金を交付する。

- 2 補助金の交付は、一の対象者の太陽光発電システム又は蓄電システムの設置に対し、それぞれ1回に限る。
- 3 蓄電システムに係る補助金は、自己の所有する太陽光発電設備で発電した電気を蓄電し、かつ系統連系を行っているものに限り交付する。ただし、蓄電システム設置に伴い、増設しようとする太陽光発電設備は、補助金の交付対象としない。

(補助金の交付額)

**第4条** 補助金の交付の額は、次の各号に掲げる設備の種別に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 太陽光発電システム 1キロワット当たり5万円とし、当該1キロワット当たりの額に住宅用太陽光発電システムを構成する太陽電池の最大出力の値（キロワット単位とし、小数点第2位未満の端数は切り捨てるものとする。）を乗じて算出した額とする。ただし、当該算出した額が20万円を超えるときは20万円とする。
  - (2) 蓄電システム 蓄電システム設置に要した事業費に3分の1を乗じて得た額とする。ただし、当該算出した額が30万円を超えるときは30万円とする。
- 2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額を補助金の額とする。

(交付の申請)

**第5条** 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、住宅用太陽光発電システム又は蓄電システムの設置を完了し、太陽光発電システム・蓄電システム設置費補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類等を添付して、町長に提出するものとする。

- (1) 太陽光発電システム
  - ア 設置業者と住宅用太陽光発電システムの工事契約をしたことが分かる書類の写し
  - イ システムの設置に要した費用の支払内容及び支払総額の分かる書類の写し
  - ウ システムの型式、設置枚数の分かる配置図及び発電量の最大出力の分かる書類

エ 一般電気事業者と締結した系統連系に関わる契約書の写し

オ システムの設置状況の分かる複数の写真

カ 申請者本人がシステムを設置した住居に居住していることを示す住民票の写し

(2) 蓄電システム

ア 設置業者と蓄電システムの工事契約をしたことが分かる書類の写し

イ システムの設置に要した費用の支払内容及び支払総額の分かる書類の写し

ウ システムの型式、台数、当該設備の最大蓄電容量等を明示した設置箇所が分かる平面図

エ 蓄電システムで蓄電する電気を発電する太陽光発電設備について一般送配電事業者と系統連系していることが分かる書類

オ システムの設置状況が分かる複数の写真

カ 申請者本人がシステムを設置した住居に居住していることを示す住民票の写し

(交付額の確定及び決定の通知)

**第6条** 町長は、前条の規定により提出された補助金交付申請書の内容を審査し、交付を決定したときは、補助金の額を確定し、太陽光発電システム・蓄電システム設置費補助金交付決定通知書(様式第2号)をもって申請者に通知する。

(補助金の請求及び交付)

**第7条** 申請者は、前条の補助金交付決定通知書を受けたときは、町長に太陽光発電システム・蓄電システム設置費補助金交付請求書(様式第3号)を提出するものとし、町長はこれに基づき補助金を交付する。

(決定の取消し)

**第8条** 町長は、補助金を交付した者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取消することができる。

- (1) 不正な手段により補助金を受けた場合
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (3) その他補助金の使途が不相当と認められるとき。

(補助金の返還)

**第9条** 町長は、前条の規定により補助金交付の決定の全部又は一部を取消した場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(補則)

**第10条** この要綱に定めるもののほか、この要綱実施について必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、公布の日から施行し、規程に係るものから適用する。

### 附 則（平成26年6月24日告示第14号）

この告示は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。ただし、国の補助金を受けている場合は従前の例による。

### 附 則（平成26年9月22日告示第23号）

この告示は、公布の日から施行する。

### 附 則（令和4年9月29日告示第38号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

太陽光発電システム・蓄電システム設置費補助金交付申請書

年 月 日

阿南町長様

申請者 住所  
フタガタ  
 氏名  
 （電話 ）

年度において太陽光発電システム・蓄電システム設置費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 設置場所 阿南町 番地

2 太陽光発電システムの設置の内容

系統連系完了日	年 月 日	
設備の仕様	メーカー名	
	最大出力(a)	キロワット
	システム本体価格	円
	設置工事費	円
	費用合計	円

3 蓄電システムの設置の内容

設置完了日	年 月 日	
設備の仕様	メーカー名・型番	
	最大蓄電容量	キロワット
	システム本体価格	円
	設置工事費	円
	費用合計(b)	円

4 補助金交付申請額

太陽光発電システム (a) × 50,000円 上限20万円	円
蓄電システム (b) × 1 / 3 上限30万円	円
申請額合計	円

## 4 添付書類

### (1) 太陽光発電システム

- ア 設置業者と住宅用太陽光発電システムの工事契約をしたことが分かる書類（契約書等）の写し
- イ システムの設置に要した費用の支払内容及び支払総額の分かる書類（見積書、領収書等）の写し
- ウ システムの型式、設置枚数、最大出力等の分かる配置図の写し
- エ 一般電気事業者と締結した系統連系に関わる契約書の写し
- オ システムの設置状況が分かる複数の写真
- カ 申請者本人がシステムを設置した住居に居住していることを示す住民票（借家の場合、所有者の承諾書を含む）

### (2) 蓄電システム

- ア 設置業者と蓄電システムの工事契約をしたことが分かる書類
- イ システムの設置に要した費用の支払内容及び支払総額の分かる書類（見積書、領収書等）の写し
- ウ システムの形式、台数、当該設備の最大蓄電容量等を明示した設置箇所が分かる平面図
- エ 蓄電システムで蓄電する電気を発電する太陽光発電設備について一般送配電事業者と系統連系していることが分かる書類
- オ システムの設置状況が分かる複数の写真
- カ 申請者本人がシステムを設置した住居に居住していることを示す住民票（借家の場合、所有者の承諾書を含む）

様式第2号（第6条関係）

太陽光発電システム・蓄電システム設置費補助金交付決定通知書

第 年 月 日  
年 月 日

様

阿南町長

年 月 日付で申請のあった  
置費補助金は、下記の条件を付して金  
します。

年度太陽光発電システム・蓄電システム設  
円の交付を決定したので通知

記

- 1 不正の手段により補助金を受けたとき、又は補助金交付の条件に違反したときは、補助金の全部又は一部を取消することができる。

様式第3号 (第7条関係)

太陽光発電システム・蓄電システム設置費補助金交付請求書

年 月 日

阿南町長 様

申請者 住所

フリガナ  
氏名

印

〒 ( )

年 月 日付指令第 ー 号で補助金交付決定のあった 年度太陽光  
発電システム・蓄電システム設置費補助金を、下記のとおり請求します。

記

請求額 金 \_\_\_\_\_ 円

振込先 金融機関等名 \_\_\_\_\_

支店等名 \_\_\_\_\_

口座名義人 \_\_\_\_\_

預金種別 \_\_\_\_\_ 普通 ・ 当座

口座番号 \_\_\_\_\_